

令和2年10月28日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
創和ジャステック建設 株式会社 (ソウワジャステックケンセツ カブシキガイシャ) 主たる営業所 糸魚川市大町1丁目5番29号	令和2年10月28日 ～ 令和2年11月10日 (2週間)

2 指名停止理由

糸魚川市発注の工事において、安全管理措置の不適切により、令和元年12月19日、下請業者の作業員1名が負傷した。令和2年3月19日、特定共同企業体の代表者である創和ジャステック建設株式会社と同社の現場代理人、下請業者と同社の営業所長が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和2年9月にそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

このことは、指名停止等措置要領別表第1第8号に該当するため、指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 伊藤 (直通025-226-2211)